

# 教育委員会会議録

令和6年1月22日（月） 午前10時00分 開会  
午前10時50分 閉会

## 1 議事日程

別紙のとおり

## 2 出席した委員等

飯田靖教育長、岡田豊委員、度會秀子委員、河野明日香委員、野杵晃充委員  
内田智子委員

## 3 出席した職員

判治忠明事務局長、伊藤尚巳次長兼管理部長、栗木晴久教育部長  
高木健一総務課長、細井徹財務施設課長、長坂昌彦教職員課長  
大谷健二福利課長、小野内茂喜あいちの学び推進課長  
橋本具征高等学校教育課長、水谷政名義務教育課長  
安楽孝幸特別支援教育課長、祖父江達夫保健体育課長  
兒玉真由美 ICT教育推進課長、上田真啓中高一貫教育室長  
山脇正成総合教育センター所長、川田敦行総務課担当課長  
塚田祐介総務課課長補佐

## 4 前回会議録の承認

飯田教育長が各委員に諮り、前回の会議録は承認された。

## 5 教育長報告

飯田教育長が各委員に諮り、報告事項（1）公立学校教職員の懲戒処分については、人事案件であるため、非公開にて報告を受けることとした。

### （1）公立学校教職員の懲戒処分について

非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

### （2）退学処分に基づく損害賠償請求事件について

長坂教職員課長が、退学処分に基づく損害賠償請求事件について報告。

飯田教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

（度會委員）

事件発生時期から長時間経過しているが、今になって損害賠償請求されたのはなぜか。

（橋本高等学校教育課長）

該当生徒が高校を卒業してから現在に至るまで学校へ問い合わせ等はなく、なぜ今になって請求されたのかは不明である。

- (3) 2023年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について  
祖父江保健体育課長が、2023年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について報告。

飯田教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(河野委員)

以前、愛知県の児童生徒の体力や運動能力について専門家に分析依頼をするということであったが、何か進捗があれば教えていただきたい。

(祖父江保健体育課長)

大学に調査を依頼し、体力テストの結果が全国平均を下回っているということがどれくらい統計的に有意であるか等をまず分析していただいた。その他にも、「運動が好き」であるか、「主体的に取り組んでいるか」ということをより詳細に分析していただき、今後の計画に活かしていこうと考えているところである。

(内田委員)

今回、以前よりも種目の得点が改善したものが複数あったということであるが、どういった取組をした結果、成績が上がったのか。

(祖父江保健体育課長)

今年度、教員を対象とした講習をオンデマンドでより多くの教員が視聴できるようにした。今までは講習会を開催しても各学校の代表1名のみの参加であったが、多くの教員がオンラインで視聴し、体育の授業等に活かすことができたと考えられる。

## 6 請願

請願第21号 職員の勤務時間中の、不適切対応（盗撮、わいせつ等）の、（違法行為の準備等から終わりまでの）時間帯に対して、給与等の返還を求める請願。

飯田教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(河野委員)

非違行為を行った教職員に対し、給与の返還を求めることは可能なのか。

(長坂教職員課長)

給与の返還は、非違行為の事実のみをもって求めるものではなく、職員の給与に関する条例第29条では、職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しない時間1時間につき減額することとしているため、客観的に勤務していない時間があれば求めていくことになる。

なお、勤務していない時間があると客観的に認められる場合においても、1

か月の勤務していない時間が合計30分未満であれば切り捨てとなるため、給与の減額対象とはならない。

(河野委員)

過去の非違行為において、給与の返還対象となる、勤務していない時間と認められた事案はなかったのか。

(長坂教職員課長)

給与債権の時効は5年であるが、令和元年度以降の非違行為について確認したところ、非違行為が公務外に行われた事案、又は、非違行為と職務行為が併存的に行われているため勤務していない時間であったとは言い切れない事案がほとんどである。それ以外の事案については、非違行為により勤務していない時間があると認められる時間が30分未満であったため、給与の返還対象となる事案はなかった。

(野杵委員)

非違行為に対して、この行為にはこの処分が妥当である、といった基準はあるのか。

(長坂教職員課長)

懲戒処分の基準があり、それに基づいて懲戒処分を行っている。懲戒処分の基準は、公開もしている。

(野杵委員)

非違行為がなくならない、減っていかないということであれば、厳罰化も考えていかないといけないと思うが、見直しは考えていないのか。

(長坂教職員課長)

現在見直しということは考えていないが、国の状況や県職員の基準との整合性も踏まえながら、見直しの必要があるということであれば検討していきたい。

(野杵委員)

非違行為が多々ある中で、特に小学校低学年に対する卑劣な行為等は厳罰化するべきだと思うので、懲戒処分の基準等について勉強させていただいた上で、また御意見させていただければと思う。

請願第22号 残業、月「80時間越え」職員は異動対象として異動させることを求める請願

飯田教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(度會委員)

教職員の時間外在校等時間80時間越えの状況はどのようになっているのか。

(長坂教職員課長)

教職員の時間外在校等時間の状況については、タブレット端末等のログイン・ログオフの記録等を活用して、客観的な把握をしている。令和4年度の時間外在校等時間が80時間を超える者の割合については、小学校で4.0%、中学校で12.4%、高等学校で2.5%、特別支援学校で0.2%である。

なお、時間外在校等時間の上限は1か月45時間、年間360時間であるが、令和4年度における時間外在校等時間が45時間を超える者の割合は、小学校で32.6%、中学校で43.5%、高等学校で17.7%、特別支援学校で4.7%である。

(度會委員)

なかなか時間外在校等時間が減らない状況であると思うが、定期人事異動はどのような方針で実施しているのか。

(長坂教職員課長)

本県公立学校教育の一層の充実や振興を図り、一層高度化・複雑化する課題に対してスピード感を持って対応できるよう、教職員の意識改革・士気高揚を求め、組織力を向上させるために、組織力を発揮できる体制づくり、将来を担う人材の育成、教職員の意識向上及び職場の活性化、特別支援教育の一層の充実や各学校の魅力化の推進、改革意識を持った人間性豊かな教職員の管理職への登用等の基本方針に基づいて定期人事異動を実施している。

(度會委員)

定期人事異動の具体的な基準はあるのか。

(長坂教職員課長)

教職員の定期人事異動については、学校間の教職員構成の適正化、職務経験の多様化、学校運営の活性化等を旨とし、同一校勤務10年以上の者及び新任以来同一校勤務6年以上の者について、積極的に異動を行っている。なお、同一校勤務3年未満の者については、特別の事情のない限り異動の対象としていない。

当該教職員の資質や適性、時間外在校等時間を含めた勤務の状況等を総合的に判断して人事異動を実施しており、単に時間外在校等時間の多寡だけで決定するものではない。

(岡田委員)

時間外在校等時間80時間を超える教職員の割合が相変わらず多いという印象である。個人の意識改革をしていくことが大事であるが、改善されにくいと思うので、地道に働き方改革を行っていくしかないと思う。

時間外在校等時間が月80時間超えの教職員を異動させた場合、不当人事に当たるといったことはないのか。

(長坂教職員課長)

異動を希望していないにも関わらず、時間外在校等時間80時間超えのみを理由に異動となれば、不当人事と言われる可能性はあると考えている。

(内田委員)

時間外在校等時間が多いという理由で異動希望を出す教職員はいるのか。いる場合はどの程度の人数なのか。

(長坂教職員課長)

実数は持ち合わせていないが、時間外在校等時間が多く多忙すぎるという理由で異動希望を出す教職員はいると思われる。

(野杻委員)

毎年時間外在校等時間の統計を取っていると思うが、ここ数年の傾向として時間外在校等時間80時間超え教職員の割合は減ってきているのか。

(長坂教職員課長)

実際に年々減ってきているので、引き続き働き方改革に取り組んでいきたい。

(野杻委員)

時間外在校等時間45時間超え教職員も割合は減ってきているのか。

(長坂教職員課長)

時間外在校等時間80時間超え教職員の割合はかなり減ってきているが、時間外在校等時間45時間超え教職員の割合については徐々に減ってきている状況である。

(野杻委員)

教職員の適切な勤務時間について、これまでも教育委員会でも多くの意見が出てきていると思うが、時間外在校等時間が統計的に見て減っているのであれば施策として効率的に動いていると思うが、減っていないのであれば現場任せになっており、しっかり機能していないということだと思う。

今年度学校視察を行った江南市立布袋小学校での働き方改革はとても先進的だったが、追随する学校が出てこないのは取組の周知が不十分だからなのではないか。もっと市町村ごとに公表する、数値化する等しないと、根本的な教職員の時間外在校等時間の縮減はできないのではないか。最終的には数字で見ていくしかないと思う。数値の公表等、今後行う予定はあるのか。

(長坂教職員課長)

現時点では公表するという方向性があるわけではないが、12月定例県議会において質問があったように、小中学校については今まで市町村教育委員会任せだったところも否めないため、県教育委員会としてもしっかり関わり、時間外在校等時間の縮減に積極的に取り組んでいきたい。

(野杻委員)

江南市立布袋小学校は、校長先生の強力なリーダーシップのもとで働き方改革を進められたと思う。校長先生が変われば元に戻る可能性もあり、他の江南市の小学校も追随出来ていない。各市町村や県がリーダーシップを取って、ある程度の数値目標を掲げ、トップダウン方式で取り組んでいけると良いと思う。

(度會委員)

時間外在校等時間の具体的な内容について調査し、内容に見合った取組を行いながら少しずつ減らしていくという方法を取るのはいかがでしょうか。

(長坂教職員課長)

校務分掌のため、部活動のため、というように大まかな内容の把握はできているので、考えていきたい。

(河野委員)

時間外在校等時間80時間超えの教職員を定期人事異動で異動させるという

ことは、個別の内実の把握や個人への配慮が必要となると思うので、学校にどう配置するのかという課題が出てくる。現状の制度設計として難しい部分もあるように思う。

また、定期人事異動は年度末に行われるが、時間外在校等時間の問題は今までに起きていることなので、人事異動に変わる対策を今すぐにでも打たないといけない。どのような対策を打ち出せるのかが大事なことであると思う。

(飯田教育長)

定期人事異動は、よほどのことがない限りある特定の問題だけで異動させるということは難しい。時間外在校等時間80時間超えの教職員を異動させるということは、長時間勤務を改善するための一つの手法ではあるが、本人に適合するかどうかは分からない。そのため、教職員の性質や学校との相性等を見ながら異動を決めることが必要となる。

県教育委員会としては、長らく時間外在校等時間の縮減について取り組んできている。時間外在校等時間80時間超えについては、縮減に有効な取組を進めたことによってかなり改善されたが、時間外在校等時間45時間超えの縮減は難しく、業務の合理化だけでは効果が低減化してきている。

江南市立布袋小学校の例等、どのような効果があるのかを具体的に各市町村に示したり、状況改善に当たって各市町村では何が問題になっているのか等を聞き、積極的に取り組んでいきたいと思う。

## 7 議案

なし

## 8 協議題

飯田教育長が各委員に諮り、協議題(1)令和6年秋の叙勲候補者選考については、人事案件のため、協議題(2)公立学校職員の退職手当に関する条例の一部改正については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づく事前協議であるため、非公開にて協議することとした。

### (1) 令和6年秋の叙勲候補者選考について

非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

### (2) 公立学校職員の退職手当に関する条例の一部改正について

非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

## 9 その他

なし

## 10 特記事項

- (1) 飯田教育長が今回の会議録署名人として内田委員を指名した。
- (2) 請願第21号「職員の勤務時間中の、不適切対応（盗撮、わいせつ等）の、（違法行為の準備等から終わりまでの）時間帯に対して、給与等の返還を求める請願。」について、請願者から口頭陳述したい旨の申し出があり、飯田教育長が前回会議録の承認後、5分以内に限り口頭陳述することを許可した。
- (3) 傍聴人 1名